熊谷市子育て支援･保健拠点施設整備事業

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
1	1	第１	1				事業内容に関する事項	総事業費又は予定価格の公表時期をお示しください。	提案上限価格は募集要項等公表時に示します。
2	2	第２	1	（6）			契約形態	市が事業者と締結する基本契約書、建設工事請負契約書及び業務内容を示す仕様書等の書類の公表はいつ頃予定されているかをお示しください。	募集要項等公表時に示します。
3	4	第１	1	（8）			業務範囲	本事業の施設用途が保育所、保健センター、休日・夜間急患診療所等で、管轄・所管部局が多岐に渡ると考えられますが、本事業においてこれらを取りまとめる特任部局等の設置は検討されますでしょうか。	設計・建設期間中はこども課が窓口となり、関係課と調整することを想定しています。また、維持管理・運営期間は、市の事務職員が常駐する、（仮称）保健センターが窓口となり、関係課と調整することを想定しています。
4	5	第１	1	（9）			事業者の収入	施設整備費の支払いにおいて出来高に応じてお支払いいただけるとの事ですが、事業者提案により、お支払いいただける回数も設定できるとの事でしょうか。	施設整備費の支払方法は募集要項等公表時に示します。
5	8	第３	2	（1）			事業者の募集及び選定のスケジュール	特定事業の選定・公表以降の手順のスケジュールについて、具体的提示（例えば令和４年４月上旬等）をお示しください。	募集要項等公表時に示します。
6	11	第３	3	（1）			応募者の構成等	構成企業は、熊谷市又はSPCと直接契約する者であり、建設企業の下請企業や維持管理・運営企業の再委託先企業は、構成企業になり得ないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	11	第３	3	（1）	カ		応募者の構成等	「カ　構成員及び協力企業には、熊谷市内に本社を有する者を１者以上含めること」とあるが、構成員、協力企業、両方に１者ずつ以上含めるということか。	構成員又は協力企業のいずれかに熊谷市内に本社を有する者を１者以上含めてください。
8	11	第３	3	（1）	ケ		応募者の構成等	「ケ　構成員及び協力企業には、熊谷市内に本社を有する者を１者以上含めること。」とありますが、これは応募者を構成する構成企業内に１者含まれていればよいという理解でよろしいでしょうか。それとも。構成員で１者以上、協力企業で１者以上、それぞれ含まれている必要があるということでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.7をご参照ください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
9	11	第３	３	（２）	イ		応募者の参加資格要件（業務別）	業務別の参加資格要件を満たしている場合においては、１の企業が複数の業務にあたることは認められていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	12	第３	３	（２）	イ	（イ）	応募者の参加資格要件（業務別）	「（イ）建設業務に当たる者　建設業務に当たる者は「構成員」とし…」とあるが、他業務と照らし合わせると、「構成員又は協力企業」ではないか。	「建設業務に当たる者は構成員又は協力企業とし」と修正します。
11	13	第３	３	（２）	イ	（カ）	応募者の参加資格要件（業務別）	「（カ）その他業務に当たる者」について、例えば代表企業が建設・維持管理・運営のいずれの役割も担わない場合、この代表企業は本件に該当し、かつaの要件を満たす必要があるということか。	ご理解のとおりです。
12	13	第３	３	（２）	イ	（カ）	応募者の参加資格要件（業務別）	「（カ）その他業務に当たる者」について、比較的小規模な範囲での業務に関わる複数の企業が協力企業として参画する場合、そのすべてがaの要件を満たすのは難しいと思われるため、協力企業についてはaの要件を満たさなくても良い、ということにして頂きたい。	不可とします。aの要件を満たせない企業は構成企業の下請け企業としてください。なお、熊谷市の令和３・４年度物品等競争入札参加資格申請は随時受付をしています。
13	13 24	第３ 別紙１	３ 事業スキーム図	（２） －	イ －	（カ） －	参加資格	P13では、その他業務に当たる者は、構成員又は協力企業での参加が認められていますが、P24では、構成企業での参加が認められていません。P13の記載が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	その他業務に当たる者は構成員又は協力企業での参加を認めます。
14	18	第５	１				基本条件	「その他および別図の「木の伐採」」について、特に指定のない木の伐採の可否については、全て事業者判断に委ねるという理解で良いか。	ご理解のとおりです。既存樹木を残置する場合、落ち葉対策等、近隣住民への配慮を踏まえて提案してください。
15	18	第５	１				電力	高圧電力の引き込みについて、電力供給会社未協議とありますが、提案前の段階で応募者において個別に電力供給会社と相談・協議することは認められるでしょうか。	提案書提出前の電力供給会社との協議は応募段階であることを明確にした上で、可とします。
16	25	別紙２	リスク分担表（案）			共通	用地の瑕疵リスク	「地質障害、地中障害物等」には土壌汚染も含まれるのでしょうか？	ご理解のとおりです。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
17	25	別紙２	リスク分担表（案）			共通	用地の瑕疵リスク	「地質障害、地中障害物等」には土壌汚染も含まれるとした場合、配布資料４の土壌汚染調査報告書は平成17年・県実施とされていますが、以降の土壌汚染対策法改正に係るリスクは市の負担という理解で宜しいでしょうか？ また、これに限らず、土壌汚染の存在が判明した場合に、対策に係るリスク及びそれに起因する事業スケジュール遅延リスク等は事業者が負担するものではないという理解で宜しいでしょうか？	前段について、契約締結以降の土壌汚染対策法改正に係るリスク負担は法令変更リスクとして特定事業契約書の定めに従って負担します。 後段について、法令変更リスクに該当する内容を除き、市が予め提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる範囲においては事業者の負担とし、それ以外は市のリスク負担となります。
18	26	別紙２	リスク分担表（案）			維持管理・運営リスク	業務内容・用途変更リスク	「市の指示による大幅な業務内容・用途の変更等」は市の負担とされていますが、他のリスク項目の記述に倣い、「市の指示又は市の事由による･･･」としていただけないでしょうか？	原案のとおりとします。
19	26	別紙２	リスク分担表（案）				欄外注記※１ P.25：契約リスクの分担に係る備考欄注記	「※１　不正行為によるものを除き、事由の如何を問わず、市又は事業者は自らに発生する費用を負担する」とありますが、市側の事由による契約手続の中止について、中止までに事業者が相当の費用を費やした場合には、実施方針第7の２(2)と同様の解釈で、当該費用を市が負担することとしていただけないでしょうか？	原案のとおりとします。
20	30	別図						「伐採」「伐採不可」「残置又は移植」の指示がないその他の樹木の残置・伐採は事業者判断でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.14をご参照ください。
21	30	別図						移植についての決定はいつ頃を予定しているでしょうか。 また、その際の移植・費用は貴市にて対応いただくという理解でよろしいでしょうか。	残置又は移植する樹木は、事業者の提案において当該場所の樹木が計画に支障がある場合、移植することを可とする樹木を示したものです。市があらかじめ移植を行うものではありません。